

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ

(令和 4 年 6 月改訂)

令和 4 年 6 月 2 4 日
秋 田 県 八 峰 町 及 び
能 代 市 沖 に お け る 協 議 会

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 17 日に秋田県八峰町及び能代市沖における協議会を設置し、秋田県八峰町及び能代市沖の区域について、法第 8 条第 1 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

秋田県八峰町及び能代市沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（3,239.4ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

(1) 全体理念

- ・選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ・選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「八峰町、能代市及び秋田県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ・協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るための基本的な方針（令和元年５月１７日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の４つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること。

（例：以下のような地産地消に資する取組等

- ・地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力
- ・本事業で発電される電気を県内企業が活用するための検討
- ・再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動への協力）
- ・選定事業者は、港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連産業の立地に向け地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。

（選定事業者による協力の例：

- ・第２期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）（令和４年３月）の重点プロジェクトとして掲げる各項目の実現に資する取組）
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備の観光資源としての活用や、環境教育・広報のための利用（広報用資料や展示物の作成・設置、地元住民等への情報発信、地元教育機関の講義への講師派遣や研究への協力等）について配慮すること。
- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講ずること。基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占

用計画で示される発電設備出力(kW)の規模に、kW当たりの単価(250円)と公募占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額、すなわち発電設備出力(kW)×250×30で算定される額を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。

- ・選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用(基金を通じた取組みの実施を含む。)に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ・八峰町及び能代市以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ・選定事業者は、本海域における漁場の実態に基づき、漁業との協調・共生・振興策について関係漁業者と協議を行うこと。また、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、少なくとも建設工事の1年程度前から漁業影響調査に着手することとし、発電事業の開始後も継続して実施すること。調査の具体的方法及び時期については、協議会での議論や、別途開催する実務者会議における検討内容、並びに関係漁業者、学識経験者及び地元自治体の意見・助言を尊重すること。その際、内水面漁業への配慮も適切に行うこと。
- ・選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深10m以浅の海域には洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く。)を設置しないこと。

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないように、十分に配慮すること。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置をとること。
（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

(6) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏

まえ、必要な対策を講ずること。

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

（７）その他

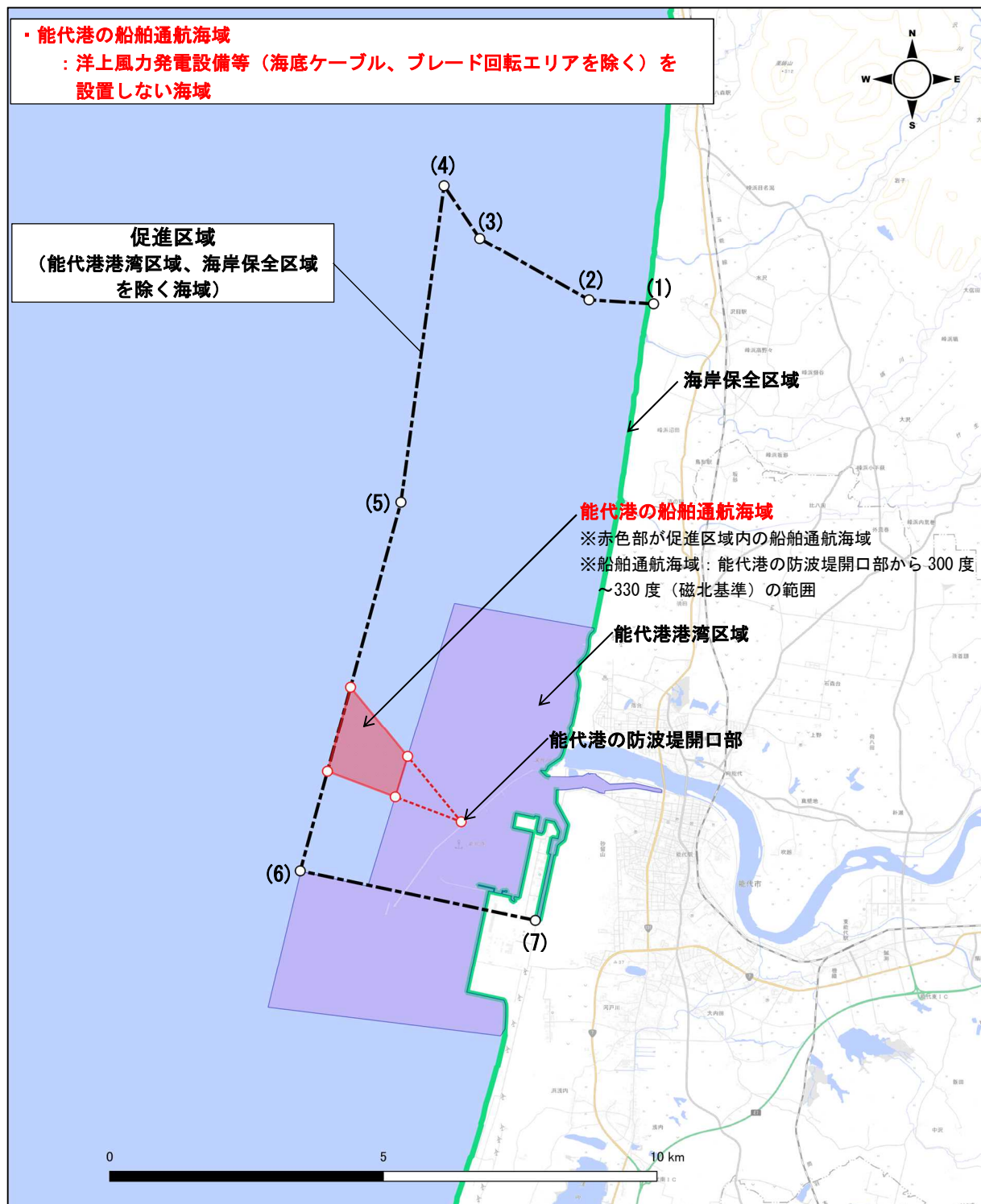
- ・今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

**秋田県八峰町及び能代市沖における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域**

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度	経度
(1)	北緯 40 度 17 分 50 秒	東経 140 度 01 分 22 秒
(2)	40 度 17 分 52 秒	140 度 00 分 32 秒
(3)	40 度 18 分 28 秒	139 度 59 分 07 秒
(4)	40 度 18 分 59 秒	139 度 58 分 39 秒
(5)	40 度 15 分 51 秒	139 度 58 分 08 秒
(6)	40 度 12 分 12 秒	139 度 56 分 53 秒
(7)	40 度 11 分 44 秒	139 度 59 分 55 秒

秋田県八峰町及び能代市沖 促進区域
発電設備等の設置に制約が生じる範囲



※促進区域の陸域部座標（(1)、(7)）は海岸線より最も近い陸上構造物（道路）上に設定。

※能代港港湾区域は秋田県提供資料、海岸保全区域は海洋台帳に基づき作成

